

平成23年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

- (1)業務委託を中心とする契約事務について
- (2)物品を中心とする財産の取得、管理及び処分について

総括表

【平成25年3月26日現在】

項 目		監査の結果		意 見	
		件数	措置	経過報告	件数
(1)業務委託を中心とする契約事務について	1. 大阪府の公益法人に対する業務委託	1	1		5 4 1
	2. 大阪府の情報システム(IT)関連の業務委託	1	1		6 1 5
	3. 同種の業務委託契約				3 3
	4. その他の業務委託契約	1	1		8 6 2
(2)物品を中心とする財産の取得、管理及び処分について	1. 消耗品の物品管理について	3	3		3 3
	2. 備品を台帳にて適切に管理し、現物と一致するよう定期的に照合すべき				1 1
	3. 不用決定を厳格に判断し、不用決定後の管理を適切に実施すべき	2	2		1 1
	4. 科学研究費補助金による取得物品の寄附受入前の備品管理を実施すべき				1 1
	5. 現場発生品の取扱いについて	1	1		1 1
	6. 現状の備品管理における不備について	8	8		
	7. 調達事務の適正化について	1	1		2 2

(注1)監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2)措置………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成 23 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
第二編 業務委託を中心とする契約事務について		
1. 大阪府の公益法人に対する業務委託		
<p>(5) 公益法人に対する委託に関する監査の結果と意見 ① 間接費等の積算に当たっては明確な基準を設けて行うべき</p>	<p>例えば、住宅まちづくり部の「大阪府営住宅耐震改修工法検討業務」は前述の国土交通省の積算基準に準拠して積算しているとのことであった。 <u>都市整備部の土木積算基準（国土交通省準拠）上は、公益法人への委託に関する積算においては、諸経費を 120% 計上することは認められておらず、当該基準に準拠するのであれば、直接人件費の 100% を諸経費として積算すべきである（結果番号 1）。</u></p>	<p>平成 22 年度委託の「大阪府営住宅耐震改修工法検討業務」は、単なる建築物の基本・実施設計、工事監理業務に類する業務ではなく、時刻歴応答解析による構造特性の分析や改修方法の立案を行う高度なコンサルティング業務に加え、評価機関的な実務も伴う業務である。従って、委託料の算定にあたっては、住宅まちづくり部「設計監理業務委託料算定基準」ではなく、高度な解析の外注、学識者等からなる研究会の運営等に要する経費を含む業務管理費を見込むことができる都市整備部の「設計業務等積算基準」を準用した。その中で、建設コンサルタント用の諸経費 120% を採用し、積算した。</p> <p>平成 23 年度委託の「大阪府営住宅耐震改修工法検討業務（その 2）」においては、平成 22 年度の検討結果を踏まえた設計業務に類する業務であることから、住宅まちづくり部「設計監理業務委託料算定基準」に基づき、諸経費を直接人件費の 100% を計上し、積算した。</p> <p>今後、類似の業務を発注することとなった場合は、住宅まちづくり部「設計監理業務委託料算定基準」により積算を行うこととし、積算の妥当性・合理性については必要に応じて検討を行う。</p>

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
「大阪府立門真スポーツセンター屋根補修施工計画検討調査業務」は通常は積上げで計算する直接経費についても直接人件費に一定率を乗じることにより計上している。これは国土交通大臣告示で略式方法として認められているものの、 <u>本来直接経費として積算するのであれば、可能な限り各経費項目を積上げにより積算すべきである</u> (意見番号1)。	建築設計業務については、並行して複数業務に従事することが一般的であり、当該業務にかかる経費を他の業務にかかる経費と区分して算定することが困難な場合が多く、大臣告示においても、直接経費の対象となる項目の詳細や、明確な積み上げ方法等は示されていない。個別案件ごとに経費を積算することは相当に事務が煩雑になり、大臣告示で示された略算方式による算定が合理的で適正な積算方法と考えるため、大臣告示に準拠して策定した、「設計監理業務委託料算定基準」に基づき積算を行っている。なお、国及び他府県の状況について情報収集したところ、確認できた国及び府県市のすべてについて、略算方式による算定を採用しており、今後も引き続き国の動向を踏まえ見直しの可能性を検討することとしている。	措置
<u>公益法人に対して民間企業と同等の積算を行っているならば、実際の契約金額には不要な利益相当額が含まれてしまっている可能性が非常に高い。本監査においては、積算金額の詳細な分析は行えていないので、間接費の積算に当たって採用する率について、いくらが正しいのかといった是非を論ずることはできないが、少なくとも同一の予算体系に組み込まれ同一の組織目標を有する部局単位での統一的なルールは必要であると考える。すなわち、少なくとも、各部局毎には価格の積算の際の明確な基準及び方法を設けて積算を行うことが必要である</u> (意見番号3)	<p>随意契約ガイドライン(H24.4.1改正)「4. 随意契約における積算の妥当性等検討」により必要に応じて、積算の妥当性・合理性や適正価格について検討を行う。</p> <p>積算の妥当性・合理性や価格の適正性についてこれまで留意しているが、今後も随意契約ガイドライン(H24.4.1改正)「4. 随意契約における積算の妥当性等検討」により必要に応じて、積算の妥当性・合理性や適正価格について検討を行う。</p> <p>建築設計業務の委託費算定に際しては、大臣告示に基づき部で策定した「設計監理業務委託料算定基準」に</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
	より、業務内容に即して適正に積算を行うこととし、積算の妥当性・合理性については必要に応じて検討を行う。	
<p>同種の業務については、契約を主管する部局が異なっていることを理由に積算の結果が異なることはあってはならず、全庁的に考え方方が整理・統一されているべきであり、<u>公益法人に対する委託においては、営利を目的とする企業に対する場合と同じ積算方法によるべきではないという考え方</u>が全庁の共通認識としてもたれるべきである(意見番号4)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約ガイドライン(H24.4.1改正)「4. 随意契約における積算の妥当性等検討」により必要に応じて、積算の妥当性・合理性や適正価格について検討を行う。 ・公益法人へ業務委託する際の積算方法は、営利を目的とする法人に対する場合と同じ積算方法によるべきではないと認識している。 平成24年9月より、測量調査業務及び地質調査業務については、積算要領を改正し、都市整備部の「建設工事積算基準」で示された、公益法人に発注する場合の諸経費率の扱いにより積算(低減)を行なうこととした。 	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>大阪府は当該負担金事業においてコンソーシアムの一構成員ではあるため契約の当事者ではないものの、負担金を支出しており、当該負担金は、コンソーシアムの運営に係るものであることから、やはり一体のものと見える。このように、一見して直接費のみにより積算している案件でも、関連する委託業務と一体として間接費等を検討すべき案件もあるため、積算のルール化に当たっては、別契約であっても、一体として実施される事業等が存在する場合には、諸経費等が一体で検討されることになるような配慮が必要である（意見番号5）。</p>	<p>JOB カフェ OSAKA コンソーシアムは、大阪府、(財)大阪労働協会、大阪商工会議所、及び株式会社クリートエンジニアメントを構成員とし、若年者を安定した雇用に結びつけるための支援、及び大阪府内中小企業への人材確保・供給の実現に寄与することを目的に、大阪府負担金及び企業参画金で運営しています。</p> <p>JOB カフェ OSAKA で行う各種事業に係る費用の本府負担金が「コンソーシアム負担金」であり、当該コンソーシアムの事務局を担っている(財)大阪労働協会の、経理事務、会議運営事務等を行う費用が「管理運営費」です。「管理運営費」がいわゆる事務費に相当します。</p> <p>次年度以降の契約に際して指摘についても、課題の一つとして捉え、事務事業を執行します。</p>	措置
<p>② 積算の個々の内訳内容とその金額については民間業者等他者と比較可能な部分があるため、個々の委託契約における積算並びに契約金額の決定に当たっては必ず個別事情を考慮するとともに比較可能な部分の比較</p> <p>公益法人との委託契約は随意契約によることが相対的に多い。その中でも多くを占めるのは2号随意契約である。2号随意契約によっているということはすなわち特命であることを意味し、当該随意契約の理由が真に合理的であるかという点においては議論の余地があるものの、積算価格の総額について他と比較することができないことが大前提となる。しかしながら、個々の積算の内訳の項目単価等では他と比較可能な部分がある。</p> <p>たとえ民間企業に発注したとしても必ず必要となる各経費の積算等については、個々には比較可能であることから、随意契約においてより経済性を高めるために比較検討が可能な部分については比較検討を実施すべきである（意見番号6）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用創出基金事業（府民の森環境改善対策）委託業務については、平成23年度で事業終了。 箕面ビジターセンター等管理運営業務委託料については、平成22年度の事務局監査においても公益法人との2号随意契約の妥当性を指摘された経緯を踏まえ、平成23年6月から施設の管理業務を、一般競争入札による委託へ切り替え、委託先も民間会社へ変更となっている。 今後、同様の委託を実施する際や、他の所管公益法人との委託契約においても、随意契約ガイドライン（H24.4.1改正）「4. 随意契約における積算の妥当性等検討」により必要に応じて、積算の妥当性・合理性や適正価格について検討を行う。 	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
を行うべき	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約ガイドライン（H24. 4. 1 改正）「4. 随意契約における積算の妥当性等検討」により必要に応じて、積算の妥当性・合理性や適正価格について検討を行う。 ・これまでも積算の妥当性・合理性や価格の適正性に留意し契約を行ってきたが、今後も随意契約ガイドライン（H24. 4. 1 改正）「4. 随意契約における積算の妥当性等検討」により必要に応じて、実勢価格を調査する等、積算の妥当性・合理性や適正価格について検討を行う。 ・公益法人に業務委託を行う際は、業務内容に即した基準に基づき積算を行うが、所要の経費については、府が積算した予定価格に占める経費と見積書に示された経費について比較検討を行うよう、調整していく。 	
2. 大阪府の情報システム（IT）関連の業務委託		

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
(7) 情報システム関連の事業に係る業務委託に関する監査の結果と意見 ① 情報システムの調達におけるライフサイクルコストの評価をより厳格に運用すべき	<p><u>上記の「IT事業推進指針」や「IT事業の調達に係る運用方針」の原則的な規定に沿った運用がされている案件は半数以下であり、個別事情はあるものの指針等の趣旨が十分斟酌、徹底されているとは判断し難い。したがって、上記各部局においては、ライフサイクルコストの考慮について、指針等の趣旨を十分斟酌のうえ徹底をすべきである(意見番号7)。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府警察本部交通管制システム ・大阪府防災情報システム ・産業保安業務情報システム ・大阪府建設CALSシステム ・港湾局EDIシステム ・特別支援教育就学奨励費システム ・障がい児施設給付費支払等システム ・私学助成等計算システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災プラットフォームに関しては、包括外部監査結果報告書にも、ライフサイクルコストを評価している案件と記載されている。次期システムにおいても、同様にライフサイクルコストを評価して、業者選定を行った。 ・大阪府防災情報システムの現行システム（平成23年8月稼働）については、運用保守を含めた仕様としておりライフサイクルコストを評価している。 ・産業保安業務情報システムの現行システム（平成21年11月稼働）については、保守運用を含めた仕様としており、ライフサイクルコストを評価している。 ・大阪府建設CALSシステム、港湾局EDIシステムについては、次期システムの再構築を行う際には、ライフサイクルコストを考慮し、開発業務と運用・保守業務を一括調達することとした。 ・障がい児施設給付費支払等システムについて、IT事業の調達に係る運用方針に沿い、複数年契約を導入予定。 ・「IT事業推進指針」や「IT事業の調達に係る運用方針」の趣旨を踏まえ、部内のIT関連の業務委託について、全体のライフサイクルコストベースの価格評価に基づく債務負担行為を設定した複数年契約の導入等について、検討を進める。 	経過報告
	正確な運用期間や運用・保守の規模は不明であっても、ライフサイクルコストは必ず評価すべきものである。また、システムの開発を企画する場合には、必ずその投資コストに見合う効果が期待されるべきであり、その投資の実施判断のた	これまで「IT事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>めには、当然投資に対する効果を明確にする必要がある。システムの特性として、そのシステムの開発時点で多額のコストを要し、そのシステムの運用開始後は、ある程度定常的な運用コスト（1年間で見れば通常開発コストよりは少ないことがほとんどである。）が必要となる。このように、投資コストは、毎年一律ではないため、通常運用期間全体に渡っての全体コスト（開発コストとその後の運用コスト等の合計額）と、その運用期間全体での効果を対比させて、投資対効果のバランス、すなわち投資に見合った効果が期待できるかどうかを検討する必要がある。投資に当たっては、このようなシステム単位での投資の効果を検討するのが当然である。その際には、想定運用期間が設定されているはずであり、この想定運用期間を利用してライフサイクルコストを検討することが考えられる。しかしながら、上記の「IT事業推進指針」等には、投資の効果算定については明確な記述がない。</p> <p>そこで、「IT事業の調達に係る運用方針」や「IT事業推進指針」には、システム単位での投資の効果を必ず評価すべきである旨を明文で規定すべきである（意見番号8）。</p>	<p>定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。</p> <p>加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、現在作業中の規定やガイドラインの全体的な見直しの中で検討を行いたい。</p>	
<p>② 情報システムの調達における運用・保守、変更（改修）を別業者でも実施できるように考慮すべき</p> <p>開発事業者が当該事業から撤退あるいは倒産する等により、その後の運用・保守業務を他事業者に委託せざるを得ない状況の発生がある。もしそのような事態が発生した場合、スムーズに他事業者に引き継ぎができるないと、運用中のシステムの品質が保持できなくなるおそれがあり、場合によっては、当該事業の継続が困難になる事態も考えられる。また、そのシステムが、他事業者への引き継ぎも可能なように設計がされていなかったり、マニュアル等の文書がそろっていないと引き継ぎが困難となる。あるいは引き継ぎができたとしても引き継ぎのためのコストと時間がかかりすぎてしまう事態が懸念される。</p> <p><u>同一事業者が継続できなくなるといったリスクを回避し、低減するためにも、他事業者への引き継ぎが可能となるような配慮、具体的には、引き継ぎを念頭におき開発事業者以外の第三者にも判りやすいシステム構造の設計や理解しやすいドキュメントの作成</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災プラットフォームの次期システムにおいては、開発時の設計書等ドキュメントは納品物件としている。保守作業については、作業報告書の提出により、作業内容が明確になるようにしている。研修マニュアルについても、運用の変更により、研修マニュアルの改訂が必要となった場合、原本を改訂するものとしている。 大阪府防災情報システムの現行システム（平成23年8月稼働）については、他事業者への引継ぎが可能となるよう配慮し、図書を作成している。 大阪府建設CALSシステムについては、業者撤退等により業務の継続が困難となるようなリスクを回 	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p><u>成・更新を行うよう指示をすることが必要であり、現行のシステムはもとより、今後の更新時の対応を検討すべきである（意見番号9）。</u></p>	<p>避するため、平成24年度から他業者への引継ぎを念頭に置いた仕様書を作成し、対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児施設給付費支払等システムについて、開発当初からの設計書を管理し、他事業者への引継ぎが必要な場合は、それを基に指示を行う。 ・指摘の点を踏まえ、現在の事業者に次の2点について指示をした。 <ul style="list-style-type: none"> ① システム構造の設計 事業者変更の可能性があることを前提に、仕様変更、機能の改良、他の言語や他のコンピューター用への書き換えが容易にできるよう、プログラムの正しい動作の確認だけでなく、その目的、仕組みを秩序立てて整理すること ② ドキュメント整備 <ul style="list-style-type: none"> ・インストール手順書やリカバリ手順書などの手順書類も漏れなく、最新の状態で保つこと ・ドキュメント内容の統一性を図り、検索の利便性を図ること ・住宅総合管理システムについては、既に構築時に納品物として、要件定義書・概要設計書、詳細設計書及びプログラムソースなどを収めてもらっている。 また、保守運用期間中の仕様の変更についても上記の納品物にも反映されている。 ・部内のIT関連の業務委託について、引継に係る資料やマニュアルの作成状況を確認し、適切な引継が行なえる状況にあるかどうかを把握に努める。それを踏まえ、対応が必要なものについては、検討を行なう。 	

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>③ 情報システムの調達において、調査・概要設計業務の外部委託を行うことも積極的に検討すべき</p> <p>一般的には、この調査・概要設計業務の品質が、開発システムそのものの品質（利用者が必要とする機能の充足度や利便性、セキュリティ等の品質）、コスト、スケジュール遵守等に大きな影響を与えるといわれている。そのため、民間企業においても調査・概要設計業務を別契約で委託し、当該業者から指導（コンサルティング）を受けながら自社と共同で実施するケースが多くみられる。</p> <p>これらのこと踏まえると、ライフサイクルを加味したトータルコストの最適化のためには調査・概要設計部分を外部委託する方式を積極的に検討・活用すべきと考える。このため、</p> <p><u>総務部IT推進課は、各部局等からの事前相談において、調査・概要設計部分を外部委託することによりライフサイクルコストの削減が見込めないか積極的に検討するよう、各部局に指導すべきである（意見番号10）。</u></p>	<p>これまで「IT事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。</p> <p>加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、現在作業中の規定やガイドラインの全体的な見直しの中で検討を行いたい。</p>	経過報告
<p>総務部IT推進課が所管する「大阪府庁内ネットワーク整備」の業務委託仕様書では、担当課の判断で次のように定めている。</p> <p>第3 体制・その他</p> <p>2 後続調達の参加制限</p> <p>本業務の受託事業者（以下「受託者」という）は、仕様書作成等の調達支援業務を行った範囲において、後続の調達（機器賃貸等）への参加（再委託契約としての参加を含む）はできない。また、再委託事業者も同様とする。ただし、この場合は、再委託業務の範囲に限る。</p> <p>これは、調査・概要設計業務における公正性担保のために当該業務の仕様書で後続調達への参加制限をしている最適な例である。</p> <p><u>総務部IT推進課は、例えば契約局の協力の下、公平性、競争性を考慮の上、必要に応じ仕様書作成等の調達支援業務を担当した事業者は、次工程である開発業務を担当できないという制限を仕様書に適切に記載した上で契約を締結することを各発注部局へ周知すべきである（意見番号11）。</u></p>	<p>これまで「IT事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。</p> <p>加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、現在作業中の規定やガイドラインの全体的な見直しの中で検討を行いたい。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>もし調査・概要設計業務を外部に委託し、仕様書を外部の委託事業者に作成させた場合、検証作業もその事業者が参加して、大阪府の担当者と一緒に検証を行うことが望ましい。もし、それが困難なのであれば、大阪府の担当者が単独で十分に検証作業ができるレベルまで仕様書を理解していなければならない。したがって、調査・概要設計段階について外部委託する方式を採用している案件については、</p> <p><u>総務部IT推進課は、調達仕様のチェックの具体的なポイントとして、調査・概要設計業務の委託先事業者に、検証作業についての支援を依頼するなどして大阪府の担当者に調査・概要設計業務の成果やノウハウが適切に引継ぎされる方策を検討し具体的に立案しているかどうかも各部局に指導すべきである（意見番号12）。</u></p>	<p>これまで「IT事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。</p> <p>加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、現在作業中の規定やガイドラインの全体的な見直しの中で検討を行いたい。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
④ 再委託と瑕疵担保の条項を契約書に盛り込むべき	<p>再委託等は開発システムの品質自体を左右しうる要因であり、また開発システムという性質上該当がないとはいきれないことから、契約段階で明確に示しておくべきものである。</p> <p><u>住宅まちづくり部として、今後の契約においては契約局が公表している標準的なひな形を用い、再委託や瑕疵担保についての条項を含めるべきこととされたい</u>（結果番号2）。</p>	平成23年度からは契約条項を見直し、標準契約書を基に、再委託の禁止や瑕疵担保条項を盛り込んだ契約書を作成している。	措置

3. 同種の業務委託契約

	<p><u>健康医療部が所管する保健所における消防設備の保守点検（契約件数19件、契約総金額2,411,325円）、福祉部が所管する福祉施設における消防設備の保守点検（契約件数13件、契約総金額2,569,035円）についても、大阪府警察本部と同様、一定の集約を行い、一括発注及び一般競争入札の導入等によって委託先を選定できないか検討すべきである</u>（意見番号14）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所における消防設備の保守点検については、契約状況等を踏まえると、平成25年度まで複数年契約の保健所や平成25年度末に市に移管予定の保健所があるため、平成26年度導入に向け、地割りや入札方法等の検討を行っていく。 ・福祉部所管施設の消防設備の保守点検については、平成23年度中の一定の集約化を検討し、府内の業者3社に見積を依頼したが、いずれも平成22年度の契約金額を上回る結果となった。また、入札準備の際の事務負担がこれまでより増大する等、事務負担の軽減は見込めないことからも、当該業務は集約化になじまない。今後、状況等の変化により、集約化によるメリットが考えられる場合は、改めて検討していく。 	経過報告
--	--	--	------

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>業者A社は教育委員会事務局以外では健康医療部（契約件数3件、契約総金額204,750円）、総務部（契約件数7件、契約総金額445,326円）においても随意契約による契約を行っている。また、業者F社は大阪府警察本部所管の堺警察署ほか13署及び光明池運転免許試験場ほか6箇所の消防設備保守点検業務について一般競争入札（契約総金額10,093,650円）により受託しているほか、商工労働部（契約件数1件、契約総金額186,794円）、総務部（契約件数1件、契約総金額197,400円）、福祉部（契約件数2件、契約総金額290,850円）においても随意契約による契約を行っている。このことから、業務改善の一環として総務部行政改革課の指導の下に</p> <p><u>部局横断的な業務の集約についても検討すべきである（意見番号15）。</u></p>	<p>本府においては、平成20年度に公表した「業務改革レポート」に基づき、調達集約化によるコスト抑制や各所属の発注事務の軽減などを目的に“物品調達の体制・仕組みづくり”に取り組み、その一例として、「複写サービスの一括調達」を実施しております。</p> <p>部局横断的な業務の集約についても、各部局発注担当課の意見を聞きながら、集約になじむ、あるいは入札のメリット（業務の省力化やコスト削減など、業務改善につながる）のある案件は、関係課との連携のもと、その可能性を検討してまいりたい。</p>	経過報告
<p>(5) その他単発的に発生する契約案件のとりまとめについて</p> <p><u>複数の部局や機関等で発生する業務については、例えば総務部行政改革課が主導となり、同種の案件を取りまとめ集約発注する取組みを推進することを検討してはどうかと考える（意見番号19）。</u></p>	<p>本府においては、平成20年度に公表した「業務改革レポート」に基づき、調達集約化によるコスト抑制や各所属の発注事務の軽減などを目的に“物品調達の体制・仕組みづくり”に取り組み、その一例として、「複写サービスの一括調達」を実施しております。</p> <p>同種の案件を取りまとめ、集約発注する取組みの推進についても、各部局発注担当課の意見を聞きながら、集約になじむ、あるいは入札のメリット（業務の省力化やコスト削減など、業務改善につながる）のある案件は、関係課との連携のもと、その可能性を検討してまいりたい。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応

4. その他の業務委託契約

(1) 委託契約の記載事項についてあらゆる事態を十分検討し明確にしておくべき	<p>【緊急雇用創出基金事業 青色防犯パトロール推進委託業務】</p> <p>当該契約は緊急雇用創出基金事業として、いわゆる青パトによる防犯パトロール業務を委託するものである。病欠等や勤務時間等の条件により代わりの要員をすぐに確保できないことは事前に想定されることであり、また、そもそも仕様を充たさない場合の契約金額の支払いの可否について、無用な裁量の余地を残すべきではない。</p> <p><u>今後、契約に定める仕様の解釈や委託金額全額の支払義務の有無に疑義を残さないよう、契約内容の充足要件と充足しなかった場合の対応方法を十分検討し明確にしておくべきである（意見番号20）。</u></p>	<p>平成23年度の包括外部監査結果報告が平成24年2月9日に公表されたことを受け、平成23年度に事業実施中であった同種の事業、「平成23年度緊急雇用創出基金事業青色防犯パトロール推進委託業務」及び「平成23年度緊急雇用創出基金事業青色防犯パトロール推進委託業務（第二期）」について、契約の内容の充足要件と充足しなかった場合の対応方法について明記していなかったことから、それぞれの受託業者と仕様書に定める業務処理体制が確保できなかった場合についての協議を行い、平成24年2月9日付で協議書を取り交わし、同日より運用を行った。</p>	措置
(2) 一連の業務のトータルコストを最大限抑えられるような契約方法を十分に検討すべき	<p>① 【大阪府営堺新金岡2丁目3番・6番第1期高層住宅（建て替え）新築工事実施設計業務】</p> <p>本契約は、平成19年度に基本計画策定業務としてプロポーザル方式により選定された業者に対し、その後平成21年度に基本設計業務、平成22年度に実施設計業務を随意契約しているものである。監査人は一連の業務のトータルコストの最小化の観点から最大限経済的に委託すべきであることから、委託方法の検討していく。</p>	<p>基本設計と第1期実施設計は都市計画法を始めとする関連協議の継続性が求められる一連の業務であり、同一業者で行なう必要があるが、他の主要府県の状況を調査するなど、今後とも可能な限りトータルコストの最小化に向けた契約方法を検討していく。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>当たって一連の業務のトータルコストを最大限抑えられるよう契約方法を十分に検討し、安易に随意契約をしないよう配慮すべきであるとの見解をもったが、担当部局の説明にも一定の合理性を感じる。しかしながら、実施設計の第1期と第2期以降の区分が明確ではないとの印象は最後までぬぐえず、未だ改善の余地があるものと考える。</p> <p><u>契約方法について継続して検討することが望まれる（意見番号21）。</u></p>		
<p>②【平成22年度大阪府救急医療情報センターの業務に関する委託契約】</p> <p>本件は、大阪府救急医療情報センターの運営の一切を委託するものである。システム関連業務は、オペレーター業務と併せ本件受託者からQ社、R社へと再委託、再々委託されている。本件の契約金額は4億円にも上り、一部の業務が再委託、再々委託されていることから、経済性を損ねているのではないかという疑問をもった。</p> <p>オペレーター業務等は一般的に入札に適し、他の委託案件においても受託業者が複数あることから競争になじむものと考えられる。</p> <p>業務を切り分けて委託を行うことで随意契約に依存せざるを得ない部分が低減され、コストの抑制につながる可能性がある。なお、他の都道府県の委託の状況の調査等他との比較を行うことによって、より経済性を高めるための方策があることに気付くこともある。</p> <p><u>契約方法を十分に検討すべきである（意見番号22）。</u></p>	<p>システム関連業務およびオペレーター業務については、情報システムの更新に合わせて、他府県の状況等も参考にしつつ契約方法を検討していく。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>(4) 比較見積の省略は限定的な場合にのみ認めるべき</p> <p>【咲洲庁舎移転に伴う物品移設作業委託】 本件は、咲洲庁舎への移転に伴う物品の移設作業を委託するものである。Y社は、既に咲洲庁舎移転作業及び残存物品廃棄処理業務を大阪府から請け負っていたため、本件に関しても当該業者と契約する方が経済的に有利だと判断で随意契約されている。 <u>本件の場合、契約金額が100万円以下であることから、随意契約の理由は「その予定価格が財務規則第61条の2(随意契約の限度額)に掲げる額を超えないものをするとき。」であり、1号随意契約に該当する。</u>しかしながら、特段の緊急性や特定性等はうかがえず、比較見積を省略することの可否の検討が十分ではなかった（意見番号23）。</p>	<p>今後とも、比較見積の省略に際しては、その可否についてより慎重かつ十分に検討することとする。</p>	措置
<p>「特定の者でなければ履行できない場合」とは、解釈の余地があるとは思うが、一般的には技術的な理由から特定の者でなければ業務の履行をできない場合の規定であるように思う。</p> <p><u>原則が比較見積である以上、その例外の解釈は限定的にすべき</u>であり、「経済的に有利と想定される」ことを比較見積の省略理由として認めると、その趣旨が達成されないこととなる（意見番号24）。</p>	<p>今後とも、比較見積の省略に際しては、その可否についてより慎重にかつ十分に検討することとする。</p>	措置
<p>【信太山地下道警備業務委託の経費支出】 平成13年度以降比較見積を徴取していない。別の業者と契約した場合には機器の費用、設置費が別途かかり割高になるのは明らかだとのことであるが <u>平成13年度から契約を取り巻く様々な状況は変化している。有利というためにはその証明として、原則どおり委託契約の都度比較見積を徴取すべきである</u>（意見番号25）。</p>	<p>平成24年度契約分から、委託契約の際に比較見積を徴取している。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>(5) 積算や価格の経済性の検討に当たっては他との比較が有効であることから積極的に比較を実施すべき</p> <p>【モニタリング情報共有システム維持管理事業、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム中継機設置運営業務】</p> <p>当該システムは、原発立地道府県で導入されているもので、これらのシステムの維持管理業務並びに運営業務を委託するものである。本契約は技術的理由から随意契約に付されている。本件委託先から聴取した見積金額が適正と判断した理由について、政策企画部にヒアリングしたところ、大阪府より先行している道府県に口頭で人件費単価及び一般管理費率を確認したところ大阪府が徴取した見積金額と同一の単価・率であったため、とのことであった（なお、当該確認は口頭で行われたのみで資料は残っていない。）。ただし、口頭確認は先行する道府県のうち、4道府県にのみに行っている。</p> <p><u>積算や価格の経済性の検討に当たっては、他との比較が有効であることから、本件においても口頭確認する道府県の範囲をできるだけ拡大することを検討すべきである（意見番号 26）。</u></p> <p>なお、積算に当たっては、先行する都道府県について確認したことあるが、確認した事実は積算に当たって重要な内容となることから、少なくとも確認した事実の内容を何らかに書き留めておくべきである。</p>	<p>契約に当たり、他県（5県）に契約予定人件費単価及び一般管理費率を確認した。結果本府と同様の人件費単価及び一般管理費率を採用するものであった。</p> <p>なお、確認した事実については、確認メモとして契約伺いに編綴している。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>【平成 22 年度ばいじん等の検査分析業務委託に係る経費支出、平成 22 年度廃棄物等の検査分析業務（単価契約）】</p> <p>これらの契約は、いわゆるばいじん 等の廃棄物に含まれる成分の分析検査を委託するものである。契約件名は異なるが事務処理上の都合によるものであり、そもそも一つの業務である。</p> <p>過去一括で契約していたものを分割して契約した理由については、システム上の都合によって入札を分けざるを得ないと判断したようである。この点について、契約局に確認したところ、電子調達システム上別々の事業を一括で入札することは可能とのことである。また、一の業務内容であるにも係らず検査単価が異なる理由については、検査分析を行う対象が同じであっても、発注予定数量の違いによって単価が異なるとのことであった。</p> <p>発注数量の違いにより単価が異なるとの回答のとおり、一括発注を行うことにより、より経済的な単価で契約が可能であった可能性は高い。また、利用するシステムの条件や都合によって委託の経済性が損なわれることがあってはならない。</p> <p><u>本件の場合は、契約を一本化せずとも契約手続は一体化すべきであったと考える（意見番号 27）。</u></p>	<p>ばいじん等の検査分析業務、廃棄物等の検査分析業務の契約について、平成 24 年度から一括で入札を行い契約も一本化した。</p>	措置
<p>(7) 契約書の金額が一般競争入札における落札金額と異なったまま、契約の締結が行われていた</p> <p>【大阪府登録販売者試験（平成 22 年 9 月施行）運営等補助業務】</p> <p>契約に関する一連の書類を閲覧したところ、契約書の金額が一般競争入札における落札金額と異なったまま、契約の締結が行われていた。</p> <p><u>本件は、監査の過程で付隨的に発見されたものであるが、すぐに変更契約が締結されているものの当初契約時の金額が落札金額と異なっていたという事案の重要性に鑑み指摘を行うものである。担当部局並びに担当者は、今後より厳正な業務遂行に努めるべきである（結果番号 3）。</u></p>	<p>契約局においては、本事案発生後は、グループ内のダブルチェックを徹底するなど、より厳正な業務遂行に努めている。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応

第三編 物品を中心とする財産の取得、管理及び処分について

1. 消耗品の物品管理について（結果及び意見）

(1) 劇物の管理について	<p>公衆衛生研究所では、毒物についてはイントラネット上の薬品管理システム及び紙ベースの「毒物管理簿」によって重量管理している。一方、劇物については、薬品管理システムによる残量のみの管理となっている。</p> <p><u>一部の劇物においては、現物が存在するにもかかわらず、薬品管理システムに登録されておらず、管理対象となっていないものもあった（結果番号4）。</u></p> <p>さらには、<u>特定の薬品について研究者自身が劇物であること知らず、一般試薬と同じ棚で保管されているものもあった（結果番号5）。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・劇薬の緊急点検を実施。（平成24年2月） <ul style="list-style-type: none"> ○現物と帳簿の照合を行った。 ○保管場所の再確認を行い、一般試薬との分離管理を徹底した。 ・薬品管理についての職員研修を実施。（平成24年5月） 	措置
	<p>南大阪高等職業技術専門校においては、毒物と劇物とを問わず重量による受払管理を行っている。しかしながら、同校においては、</p> <p><u>一部の劇物について現物と薬品使用台帳（管理簿）に不一致が生じていた。特に「既に使用（消費）してあった」と記載され、使用日、使用者、使用量等が不明のまま数量が減少しているものがあった（結果番号6）。</u></p>	<p>「既に使用（消費）してあった」との記載が誤謬であり、使用日、使用者、使用量等が不明のまま数量が減少している事実はなかったが、平成24年4月に毒劇物管理規程を定め、管理台帳を整備し、管理の適正を図った。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p><u>毒劇物を取扱う所属においては、毒劇物の管理についての統一的な取扱いを検討し、ルール化すべきである（意見番号 28）。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立公衆衛生研究所化学薬品類取扱い指針を改正し、毒物、劇物それぞれの管理細則を定めた。 (平成 24 年 2 月) ・南大阪高等職業技術専門校では校の管理ルールにより管理を行っているが、平成 24 年 4 月に毒劇物管理規程を定め、その管理の徹底を図った。 	措置
<p><u>(2) 比較的高額の消耗品については備品に準じた現物管理をすべきであり、会計局の主導の下、全庁的な取扱いをルール化することを検討すべき</u></p> <p><u>公衆衛生研究所、南大阪高等職業技術専門校及び富田林土木事務所においてデジタルカメラの保管・管理状況を確認したところ、最終的に全ての現物は存在したが、その管理はあくまで担当者の記憶に頼っていた。</u></p> <p><u>比較的高額であり、かつ一般的に短期間で消耗廃棄しない物品の現物管理については、会計局が主導して、全庁的に適正に行われるよう指導すべきである（意見番号 29）。</u></p>	<p>1. 各部局長、各行政委員会、監査委員事務局長、議会事務局長、各予算執行機関の長、警察本部長に対し、「適正な会計事務手続きの徹底について」の通知を行った。(H24. 3. 31、会計第 3029 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【通知文の内容】</p> <p>1 物品の管理等の適正化について ① 消耗品の管理 消耗品のうち、機械類等数年にわたって使用できるもので、その使用状況等が後年度の同種物品の調達に影響するものなど、各所属において特に管理が必要であると判断する物品（例：パソコン、プリンター、プロジェクター、デジタルカメラ、ビデオカメラ、I C レコーダー等）については、管理簿又は使用簿を作成することにより、その使用場所又は使用者が明らかになるようにしておくこと。</p> </div> <p>2. 全職員が閲覧・利用する会計ポータルサイト、総務</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
		<p>事務システム(SSC)に、この通知文を掲載するとともに、重点検査や特別検査における検査時研修の折に個別配布するなど、更なる周知に努めている。</p> <p>3. 今後とも、物品の調達及び管理に係る総合調整を行う契約局と連携をしながら、消耗品管理の適正化を図る。</p>	
(3) その他	<p>公衆衛生研究所では、研究者が一人あたり複数本のUSBメモリを保有して業務に使用し、個人情報が入っていないものはなんらの制限なく施設外への持ち出しを行っているとの印象を持った。このように外部記憶装置の持ち出しを認めることによって、個人情報並びに大阪府の情報漏洩やコンピュータウイルスへの感染等の様々な問題を引き起こす可能性がある。</p> <p><u>公衆衛生研究所においては、USBメモリ等の外部記憶装置については、必要数も踏まえ購入のあり方並びに各種情報保護の観点も踏まえた管理のあり方を検討すべきである</u>（意見番号30）。</p>	<p>USBメモリ等については、必要最小限の購入とするとともに、情報保護の観点から管理簿を作成し、管理担当者を定め管理することとした。</p>	措置
2. 備品を台帳にて適切に管理し、現物と一致するよう定期的に照合すべき（意見）			
	<p>現状では、全庁統一的な物品の現物の実査に関する方針がない。新公会計制度の導入に当たり、100万円以上の重要物品について実査を行ったとのことだが、特に実査のルールや手順書を定めて行ったわけではない。また、これらの物品以外については、全庁的に実査が行われたことはない。既述した、物品の管理との関係でいえば、実査を定期的に行うことで備品の現物の在り高や備品の現況について把握できるだけでなく、備品の管理意識の向上に資する面がある。</p> <p>新公会計制度の導入後は貸借対照表も府民が府有財産の状況を正しく理解する上で極めて重要な財務諸表となることを踏まえ</p> <p>会計局においては、各部局に対し備品の現物と台帳の一致を定期</p>	<p>1. 各部局長、各行政委員会、監査委員事務局長、議会事務局長、各予算執行機関の長、警察本部長に対し、「適正な会計事務手続きの徹底について」の通知を行った。（H24.3.31、会計第3029号）</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>的に確認するよう指導すべきである（意見番号 31）。</p>	<p>【通知文の内容】</p> <p>1 物品の管理等の適正化について ② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年 3 分の 1 ずつ 3 年周期とするなど）、定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p> <p>2. 全職員が閲覧・利用する会計ポータルサイト、総務事務システム（SSC）に、この通知文を掲載するとともに、重点検査や特別検査における検査時研修の折に個別配布するなど、更なる周知に努めている。</p> <p>3. 100 万円以上の重要物品については、本年度からの新公会計制度の導入にあわせて、重点検査において現物と台帳との突合を行うなど、管理意識の向上に努めている。</p> <p>4. 今後とも、物品の調達及び管理に係る総合調整を行う契約局と連携をしながら、備品管理の適正化を図る。</p>	
<p>3. 不用決定を厳格に判断し、不用決定後の管理を適切に実施すべき（結果及び意見）</p>		

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>富田林土木事務所の物品を実査した結果、物品取扱責任者が備品としては認識していないが現物の状況から備品と推測されるもの6点を実査により確認した。</p> <p><u>不用決定の判断が厳格に行われていない結果、必要以上の備品を購入している可能性が推測される。不経済な支出を防ぐためにも不用決定の判断は厳格に行うべきである（結果番号7）。</u></p>	<p>備品について、管理台帳への記載、及び不用決定の判断を厳格に行うこととした。</p>	措置
<p>次に、公衆衛生研究所においては不用品処分伺があり廃棄の決定がなされているにも関わらず、物品取扱責任者がその事実を適切に認識していないものが認められた。不用決定を行った備品のその後の状況の把握並びに記録が十分ではなかった。つまり、不用決定を行い、現実として備品を廃棄したのか否かの把握並びに記録が行われていないがために、既に廃棄処分されて現物がないことについての物品取扱責任者の認識が不十分な状況となっている。</p> <p><u>会計局においては、各部局に対し不用決定を行った備品について、その後の履行状況を何らかに記録しておくべきことなど、不用品処分の履行確認を行うよう指導すべきである（意見番号32）。</u></p>	<p>1. 各部局長、各行政委員会、監査委員事務局長、議会事務局長、各予算執行機関の長、警察本部長に対し、「適正な会計事務手続きの徹底について」の通知を行った。(H24.3.31、会計第3029号)</p> <p>【通知文の内容】</p> <p>1 物品の管理等の適正化について ③ 物品の不用決定 物品の不用品決定を行った際は、当該物品の処分に係る関係書類（産廃処理契約、譲渡契約等に係る伺等）とともに一件書類として編綴すること。</p> <p>2. 全職員が閲覧・利用する会計ポータルサイト、総務事務システム(SSC)に、この通知文を掲載するとともに、重点検査や特別検査における検査時研修の折に個別配布するなど、更なる周知に努めている。</p> <p>3. 今後とも、物品の調達及び管理に係る総合調整を行う契約局と連携をしながら、不用決定事務の適正化を図る。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>車両の上部に搭載する点滅灯火についてであるが、当初車両と一緒に備品として登録されていたものと思われる。その後、車両の点検や廃車等を行った際、部品の一部として当該点滅灯火が使用可能と判断され、車両本体から外されたものと推測される。</p> <p><u>備品の適切な管理としては、車両の不用決定の過程で当該点滅灯火のみを利用するとして、分類換え等の処理をすべきであった（結果番号8）。</u></p>	<p>リースしている作業用車両に設置されていた黄色の当該点滅灯火は、作業用車両を緊急車両に変更した際、赤色の点滅灯火に変更する必要があったため、車両本体から外されたものであった。</p> <p>このため、当該点滅灯火はリースであり、備品ではなかったが、今後、備品車両の不用決定の過程で、点滅灯火が使用可能な場合は、分類換え等の処理することとした。</p>	措置
4. 科学研究費補助金による取得物品の寄附受入前の備品管理を実施すべき（意見）		
<p>公衆衛生研究所の物品を実査した結果、備品出納簿に記簿のない寄附品が認められた。</p> <p><u>寄附受入れが適切な時期に網羅的に行われるよう、公衆衛生研究所においては寄附受入前の備品について適切な現物管理の方針を検討し、実施すべきである（意見番号33）。</u></p>	<p>科研費で購入した備品については寄付受入までの間、科研費執行研究者や保管場所などを記載した「購入備品一覧」を独自に作成し、管理することとした。</p>	措置
5. 現場発生品の取扱いについて（結果及び意見）		
<p>富田林土木事務所の監査において本部と佐備川詰所に往査したが、佐備川詰所において、適正に管理する必要があると考えられる現場発生品2点を実査により確認した。これらはいずれも今後の利用見込みがあることから材料品として管理すべきものであることが判明した。</p> <p><u>大阪府財務規則第80条第2項に基づき、材料品出納簿を備え適正に管理すべきである。（結果番号9）。</u></p> <p>なお材料品として管理すべき現場発生品が他にも存在する場合</p>	<p>当該現場発生品2点について、材料品出納簿を作成した。今後、材料品として管理すべき現場発生品が生じた場合は、材料品出納簿を備え、適正に管理することとした。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
には、同様の管理をしなければならない（意見番号34）。		

6. 現状の備品管理における不備について（結果）

(1) 備品ラベルと現物との非対応について	<p><u>備品ラベルと現物とが対応しないものが認められた（結果番号10）。</u></p> <p>南大阪高等職業技術専門校 6000530007 3cBカブラ</p>	備品ラベルを貼り換えを行った。	措置
(2) 備品ラベルの貼付方法の不統一について	<p><u>同じ物品であっても備品ラベルの貼付方法が統一されていないものが認められた（結果番号11）。</u></p> <p>南大阪高等職業技術専門校 60004580000 多芯小型融着器 南大阪高等職業技術専門校 60001190000 冷媒回収機</p>	備品ラベルを貼り換えを行った。	措置
(3) 型番誤りによる備品ラベル貼付もれについて	<p><u>備品ラベルの印刷内容が誤っていることから、貼付できないとして放置されていた（結果番号12）。</u></p> <p>南大阪高等職業技術専門校 60001660000 電圧調整器</p>	備品ラベルを作成の上、貼付を行った。	措置
(4) 備品ラベルの貼付もれ	<p><u>備品ラベルの貼付もれが複数件認められた（結果番号13）</u></p> <p>公衆衛生研究所 43367200000 メディカルフリーザー（サンヨー） 南大阪高等職業技術専門校 60000890000 空冷式セパレートパッケージエーコン 富田林土木事務所 45424290000 レベル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生研究所の貼付もれについては、対応を行った。 ・南大阪高等職業技術専門校については、実技訓練作業中に剥落したものと見られるが、再貼付を行った ・富田林土木事務所の備品については、全て備品ラベルを貼付した。 	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
(5) 物品取扱責任者の保管場所についての認識と実際の保管場所との相違について 物品取扱責任者の保管場所についての認識と実際の保管場所が相違するものが非常に多く認められた。このように、備品の保管管理の責任を有する物品取扱責任者は、正確に備品の保管場所を把握できていない（結果番号 14）。 南大阪高等職業技術専門校 100508900 液晶プロジェクタ 富田林土木事務所 45424330000 レベル	・液晶プロジェクタは必要に応じ校内で効率的に活用しているが、保管場所への返還を徹底させた。 ・富田林土木事務所については、管理台帳と保管場所が相違している備品があったため、管理台帳の修正等を行い、正確に備品の保管場所を把握できるようにした。	措置
(6) 不用品の放置について 現物の状況から不用と推測されるものの、不用決定手続が行われず放置されているものが存在した（結果番号 15）。 公衆衛生研究所 43378460000 ガスクロマトグラフ 43377420000 X線回析装置 43377360000 分離用超遠心機 43378190000 高速液体クロマトグラフ 富田林土木事務所 45424460000 コンピュータ 45424530000 コンピュータ 45424590000 サインメーカ 45424070000 無線機（トランシーバー） 45424080000 無線機（トランシーバー） 45424090000 無線機（トランシーバー） 45424100000 無線機（トランシーバー） 45424110000 無線機（トランシーバー）	・公衆衛生研究所の備品については、使用不能であることを確認の上、不用決定を行った。 ・富田林土木事務所の物品については、現物の状況から、不用であったり、使用不可能な備品については、不用決定手続を行った。	措置
破棄又は紛失して現物が存在しないにもかかわらず、物品取扱責任者がその事実を認識していないものが認められた（結果番号 16）。 富田林土木事務所 45424560000 ワイヤレスアンプ 45424480000 コンピュータ 45424600000 撮影機 50083660000 穿孔機	現物が存在しない備品について、不用決定手続きを行い、管理台帳から削除した。	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
	45424060000 無線機（トランシーバー）		
（7）破棄又は紛失された備品について	<p>リース期間が満了しているにも係らず、往査日時点でなおも稼働しているリース物件が認められた。</p> <p><u>リース期間が満了したあとに大阪府で引き続き使用する場合には、寄附受入れの処理をすべきであるが、備品出納簿上なんらの処理もなされていなかった（結果番号 17）。</u></p>	<p>リース会社と協議の結果、リース開始時の覚書に基づき無償譲渡を受けたものとして、譲渡済を記載したシールを貼付するとともに、消耗品管理簿に記載し、管理をすることとした。</p>	措置
7. 調達事務の適正化について（結果及び意見）			
（1）不用と思われる物品の発注について	<p><u>公衆衛生研究所において、平成 22 年 1 月に購入したプリンタが未開封のまま未使用状態で放置されていた。にもかかわらず、公衆衛生研究所では、平成 22 年度に 10 台のプリンタを購入している。これはまさしく無駄な支出である（結果番号 18）。</u></p> <p><u>このような問題を回避するために、会計局が主導して調達が適正に行われるよう取組むべきである（意見番号 35）。</u></p>	<p>購入物品の必要性について、精査するとともに管理簿を作成し、各課で現物管理を徹底することとした</p>	措置
		<p>1. 各部局長、各行政委員会、監査委員事務局長、議会事務局長、各予算執行機関の長、警察本部長に対し、「適正な会計事務手続きの徹底について」の通知を行った。（H24. 3. 31、会計第 3029 号）</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
	<p>【通知文の内容】</p> <p>1 物品の管理等の適正化について ④ 調達の適正化 物品の調達に係る意思決定を行うに当たっては、上記1(消耗品の管理)に基づいて作成した管理簿又は使用簿により現有状況の確認、それらの有効活用について検討することにより、重複購入等の無駄な支出の回避に努めること。</p> <p>2. 全職員が閲覧・利用する会計ポータルサイト、総務事務システム(SSC)に、この通知文を掲載するとともに、重点検査や特別検査における検査時研修の折に個別配布するなど、更なる周知に努めている。</p> <p>3. 今後とも、物品の調達及び管理に係る総合調整を行う契約局と連携をしながら、調達事務の適正化を図る。</p>	
<p>(2) プリンタの調達に当たっては、調達後の消耗品のトータルコストも十分加味して行うべきである</p> <p>プリンタトナーカートリッジ（以下、「カートリッジ」という。）の調達を純正品から汎用品に切り替えることで相当程度購入コストを低減できる可能性がある事例が認められた。</p> <p><u>都市整備部においては、本体の一括調達による一時的な支出削減のみではなく、使用期間に係る消耗品のトータルコストも勘案して行うべきである（意見番号36）。</u></p>	<p>都市整備部における積算プリンタにかかるプリンタトナーカートリッジの調達については、平成24年度から再生品などの非純正トナーを統一的に使用することとした。</p> <p>次期、機器の更新時においても同様の取り扱いとする。</p>	措置